

卒業の認定に関する方針

本校は、学則第20条において、卒業の要件として次のすべてを満たした者に卒業を認定すると定めている。

- 1 修業年限以上在籍した者
- 2 修得すべきすべての科目の単位認定を受けた者

本校は、国土交通大臣認可第1種整備士養成施設として、国家一級整備士、二級整備士、自動車車体整備士の養成施設として、現代社会や自動車業界の要請に応えるべく、「高い技術と豊かな心」を教育理念として掲げており、その具体像として本校学生のあるべき姿を次の通り定めている。

- 1 自動車整備士として必要な知識及び技術を習得することは言うまでもなく、それらを高い水準にまで高めるため日々精励努力すること
- 2 友人や教職員だけでなく、インターンシップ等における学校外の指導者及び自動車ユーザー等との関わりの中で人間性の涵養や職業的倫理観の習得に努めること

卒業の認定にあたっては、学則に定める要件を満たし、かつ本校の教育理念の体現に努めた者に対し、その証として卒業を認定することを方針としている。

専門学校太田自動車大学校